



福島医発第52号(地)
平成23年 4月 8日

各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一 良
(公印省略)

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る
保険料の取扱いについて(介護関係)

今般の東北地方太平洋沖地震および長野県北部の地震により被災した介護保険、国民健康保険および後期高齢者医療の被保険者に係る保険料の取扱いにつきましては、その被災状況にかんがみ、厚生労働省より各都道府県へ減免または徴収猶予の措置を適切に講じられたい旨の連絡がなされていたところですが、今般、本年4月以後の特別徴収に係る留意点に関する事務連絡が発出された旨、日本医師会より通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

本事務連絡では、今般の震災によって被害を受けた市町村が保険料の減免又は徴収猶予を行う場合、本年6月および8月に支払われる公的年金からの特別徴収を中止し、普通徴収の方法により徴収することとされております。ただし、本年4月に予定されている特別徴収は、事務処理期間の関係上、中止が困難であるため、特別徴収は通常通り実施されることとなりますが、可能な限り速やかに還付することとされております。その他、今回の公的年金からの特別徴収を中止することに伴う各都道府県等の事務処理について、併せて示されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

介護保険担当理事 名取一幸
会長 蒲池 壽

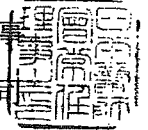
(介 2) (FAX 送信 A4・11 枚)

平成 23 年 4 月 1 日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

三上 裕



東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る
保険料の取扱いについて (介護関係)

今般の東北地方太平洋沖地震および長野県北部の地震により被災した介護保険、国民健康保険および後期高齢者医療の被保険者に係る保険料の取扱いにつきましては、その被災状況にかんがみ、厚生労働省より各都道府県へ減免または徴収猶予の措置を適切に講じられたい旨の連絡がなされていたところではありますが、今般、本年4月以後の特別徴収に係る留意点に関する事務連絡が発出されました。

本事務連絡では、今般の震災によって被害を受けた市町村が保険料の減免または徴収猶予を行う場合、本年6月および8月に支払われる公的年金からの特別徴収を中止し、普通徴収の方法により徴収することとされております。ただし、本年4月に予定されている特別徴収は、事務処理期間の関係上、中止が困難であるため、特別徴収は通常通り実施されることとなりますが、可能な限り速やかに還付することとされております。その他、今回の公的年金からの特別徴収を中止することに伴う各都道府県等の事務処理について、併せて示されております。

つきましては、災害対応等でお忙しいところ恐縮ですが、貴会におかれましても本内容をご了知いただき、貴会傘下の郡市区医師会への情報提供を宜しくお願い申し上げます。

記

(添付資料)

- ・東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る保険料の取扱いについて
(平 23. 3. 31 厚生労働省老健局介護保険計画課、保険局国民健康保険課、高齢者医療課 事務連絡)
- ・平成 23 年東北地方太平洋沖地震による被災者についての各種保険料・個人住民税等の公的年金からの特別徴収を中止する事務処理について
(平 23. 3. 31 総務省自治税務局市町村税課、厚生労働省老健局介護保険計画課、保険局国民健康保険課、高齢者医療課 事務連絡)

以上

事 務 連 絡

平成 23 年 3 月 31 日

都道府県介護保険担当主管課（部） 御中
都道府県国民健康保険主管課（部） 御中
都道府県後期高齢者医療主管課（部） 御中
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る
保険料の取扱いについて

今般の東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震により被災した介護保険、国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者（以下「被災被保険者」という。）に係る保険料の取扱いについては、その被災状況にかんがみ、「3月11日に東北地方を中心として発生した地震並びに津波により被災した要介護者等への対応について」（平成23年3月11日付け厚生労働省老健局総務課ほか事務連絡）、「平成23年東北地方太平洋沖地震により被災した国民健康保険被保険者に係る国民健康保険料及び一部負担金の取扱いについて」（平成23年3月11日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡）、「長野県北部の地震により被災した国民健康保険被保険者に係る国民健康保険料・税の取扱いについて」（平成23年3月12日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・総務省自治税務局市町村税課事務連絡）及び「災害により被災した被保険者等に係る後期高齢者医療制度の一部負担金及び保険料の取扱いについて」（平成23年3月11日及び15日付け厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡）（以下「事務連絡」という。）により、減免又は徴収猶予の措置を適切に講じられたい旨を連絡したところですが、本年4月以後の特別徴収に係る留意点について下記のとおりお示します。

なお、都道府県におかれましては、貴管内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）への周知をお願いします。

記

1 被災被保険者に係る保険料の特別徴収の取扱い

事務連絡に基づき、被災被保険者の保険料の減免又は徴収猶予を行う場合には、本年6月及び8月に予定されている当該保険料の特別徴収の方法による徴収を中止し、普通

徴収の方法により徴収していただきたいこと。ただし、本年4月に予定されている特別徴収は、事務処理期間の関係上、中止が困難であるため、通常どおり実施することとなること。

2 特別徴収の方法による徴収額の還付について

事務連絡に基づき保険料の減免を行う被災被保険者に対しては、減免決定後の保険料の額と特別徴収の方法により徴収した額との差額(免除の場合は特別徴収の方法により徴収した額)を可能な限り速やかに還付していただきたいこと。

3 特別徴収の中止に係る特別な事務処理について

本年6月及び8月に予定されている特別徴収を中止する事務の取扱いについては、「平成23年東北地方太平洋沖地震による被災者についての各種保険料・個人住民税等の公的年金からの特別徴収を中止する事務処理について」(平成23年3月31日付け総務省自治税務局市町村税課・厚生労働省老健局介護保険計画課・厚生労働省保険局国民健康保険課・厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡)においてお示ししていること。

事 務 連 絡
平成23年3月31日

都道府県市町村税主管課（部） 御中
都道府県介護保険主管課（部） 御中
都道府県国民健康保険主管課（部） 御中
都道府県後期高齢者医療主管課（部） 御中
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局 御中

総務省自治税務局市町村税課
厚生労働省老健局介護保険計画課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課

平成23年東北地方太平洋沖地震による被災者についての
各種保険料・個人住民税等の公的年金からの特別徴収を中止する事務処理について

今般の平成23年東北地方太平洋沖地震により被害を受けた市町村が徴収する介護保険、国民健康保険及び後期高齢者医療の保険料（税）並びに個人住民税（以下「保険料・住民税等」という。）について、本年6月及び8月に支払われる公的年金からの特別徴収を中止するに当たっての事務の取扱いについて下記のとおりお示ししますので、その適切な対応についてよろしくお願いします。

なお、都道府県におかれましては、貴管内の市町村（特別区を含む。）への周知をお願いします。

記

1 被災市町村における公的年金からの特別徴収の一括中止に係る事務について

通常、保険料・住民税等の公的年金からの特別徴収を中止するに当たっては、市町村において、特別徴収を中止する者についての異動情報を個別に作成することとしているが、市町村内の特別徴収対象者の広範な被災状況などを踏まえ、当該市町村の判断により、当該市町村が特別徴収の方法により保険料・住民税等の徴収を行う全ての者について、6月及び8月に支払われる公的年金からの特別徴収を一括して中止することを可能とすること。

(1) 中止方法について

特別徴収を一括して中止する市町村を県が取りまとめた上で厚生労働省を介して経由機関を経由して年金保険者へ通知し、年金保険者において市町村単位で6月及び8月に支払われる公的年金からの特別徴収を一括して中止することとしていること。

なお、特別徴収を一括して中止する場合には、6月及び8月における保険料・住民税等のすべての特別徴収を中止することとなることに留意すること。

(2) 対象市町村について

平成23年東北地方太平洋沖地震にかかる災害救助法の適用を受けた市町村（第9報時点、東京都を除く。）を対象とすること。

(3) 市町村が行う事務処理について

特別徴収を一括して中止する場合には、市町村は「特別徴収一括中止確認書」（別紙様式1）により県へ報告すること。（四制度にまたがる処理であり、各担当課間で十分調整されたいこと。）

なお、特別徴収を一括して中止する市町村については、特別徴収に係る各種の経常異動情報（特別徴収追加依頼通知、資格喪失等の通知、仮徴収額変更通知及び住所地特例該当者通知）は送付しないこと。

経常異動情報を送付した市町村については、特別徴収を一括して中止することができなくなること厳に留意すること。

(4) 県が行う事務処理について

① 県における取りまとめ担当課を4月5日（火）までに厚生労働省へ報告すること（様式自由）

② 県は、特別徴収を一括して中止することとした市町村の「市町村名」及び「市町村コード」を「特別徴収一括中止市町村リスト」（別紙様式2）にまとめた上で、そのエクセルファイルを「特別徴収一括中止確認書」（別紙様式1）の写しと共に4月13日（水）までに厚生労働省へ提出すること。

③ 各県の後期高齢者医療広域連合に対し、「特別徴収一括中止市町村リスト」（別紙様式2）について情報提供を行うこと。

(5) (4) ①の報告先及び②の提出先について

厚生労働省老健局介護保険計画課宛て（tokuchochushi@mhlw.go.jp）に電子メールで提出すること。なお、別紙様式1については、FAX（03-3503-2167）で提出することも可能であること。

2 通常時における方法による特別徴収の中止に係る事務について

上記1以外の市町村においては、通常時における方法による特別徴収の中止に係る事務処理を行うこと。

なお、通常時における方法により異動情報を作成することは可能であるが、通常時における方法により送付することが困難である市町村においては、

① 介護保険、国民健康保険及び後期高齢者医療の保険料（税）について、都道府県国民健康保険団体連合会に事前に確認の上で、伝送ソフトの媒体暗号化ソフトの暗号化機能を使用し暗号化したデータを媒体または電子メールにより送付することも差し支えないこと。

② 個人住民税について、ASP事業者等（登録委託先事業者等及び受託型団体）に対して①と同様の対応が可能となるため、具体的方法について各ASP事業者等に確認すること。

3 対象市町村以外の市町村における留意点について

対象市町村以外の市町村においても、介護保険、国民健康保険及び後期高齢者医療の住所地特例の適用を受ける、対象市町村に住所を有している被保険者についての保険料（税）の特別徴収を中止することについて配慮すること。

4 年金保険者への通知期限の延長について

通常時における方法により特別徴収を中止する場合の年金保険者への通知期限について、全ての市町村において、本年4月22日までとすること。それに伴い、経由機関への通知期限について、以下のとおりとすること。

① 介護保険、国民健康保険及び後期高齢者医療の保険料（税）については、全ての市町村において、本年4月20日までに経由する都道府県国民健康保険団体連合会へ送付

② 個人住民税については、ASP事業者等を利用する市町村においては本年4月20日まで、単独構築型市町村においては本年4月19日までに経由する地方税電子化協議会へ送付

なお、上記通知期限については、全ての経常異動情報について適用されるものであること。

5 本年10月以後の特別徴収の取扱いについて

本年10月以後の保険料等の特別徴収を実施するに当たっては、本年7月に市町村から年金保険者へその旨を通知することとなるが、その時点における各市町村及び被災者の状況を踏まえ、市町村が特別徴収の実施を判断することとなること。

【地方税に関する照会先】

総務省自治税務局市町村税課第二係

TEL：03-5253-5111（内線：26658）

【介護保険に関する照会先】

厚生労働省老健局介護保険計画課システム管理指導官

TEL：03-5253-1111（内線：2166）

【国民健康保険に関する照会先】

厚生労働省保険局国民健康保険課企画法令係

TEL：03-5253-1111（内線：3258）

【後期高齢者医療制度に関する照会先】

厚生労働省保険局高齢者医療課企画法令係

TEL：03-5253-1111（内線：3199）

(様 式 1)
平成 年 月 日

各年金保険者 御中

市(町村)長
(公 印 省 略)

特別徴収一括中止確認書

市(町村)においては、平成23年6月及び8月に支払われる公的年金からの介護保険、国民健康保険及び後期高齢者医療の保険料(税)並びに個人住民税の特別徴収については、以下の取扱いとする。

	特別徴収の対象となる全ての住民について、一括して特別徴収を中止する。
	特別徴収を中止する住民について、個別に異動情報を作成する。

(左欄のいずれかに○を記入)

なお、一括して特別徴収を中止する市町村においては、本確認書を年金保険者に対する資格喪失等の通知(※)に代えるものとする。

※ それぞれ、以下に基づく通知をいう。

- ・介護保険料 介護保険法第138条第1項
- ・国民健康保険料(税) 国民健康保険法第76条の4において読み替えて準用する介護保険法第138条第1項及び地方税法第718条の5第1項
- ・後期高齢者医療の保険料 高齢者の医療の確保に関する法律第110条において読み替えて準用する介護保険法第138条第1項
- ・個人住民税 地方税法第321条の7の7第2項

特別徴収一括中止市町村リスト

(様式2)

県名	〇〇県
----	-----

	市町村名	市町村コード(半角5桁)
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		
31		
32		
33		
34		
35		

特別徴収一括中止市町村リスト(記入例)

(様式2)

県名		岩手県	県名を入力
----	--	-----	-------

市町村	市町村名	市町村コード(半角5桁)	市町村名に対応する5桁の市町村コードを入力	
	1	宮古市		03201
	2	大船渡市		03202
	3	久慈市		03207
	4			
	5			
	6			
	7			
	8			
	9			
	10			
	11			
	12			
	13			
	14			
	15			
	16			
	17			
	18			
	19			
	20			
	21			
	22			
	23			
	24			
	25			
	26			
	27			
	28			
	29			
	30			
	31			
	32			
	33			
	34			
35				

※ 行が不足する場合には適宜追加して利用のこと。

(様 式 1)
平成 年 月 日

各年金保険者 御中

市(町村)長
(公 印 省 略)

特別徴収一括中止確認書

市(町村)においては、平成23年6月及び8月に支払われる公的年金からの介護保険、国民健康保険及び後期高齢者医療の保険料(税)並びに個人住民税の特別徴収については、以下の取扱いとする。

	特別徴収の対象となる全ての住民について、一括して特別徴収を中止する。
	特別徴収を中止する住民について、個別に異動情報を作成する。

(左欄のいずれかに○を記入)

なお、一括して特別徴収を中止する市町村においては、本確認書を年金保険者に対する資格喪失等の通知(※)に代えるものとする。

※ それぞれ、以下に基づく通知をいう。

- ・介護保険料 介護保険法第138条第1項
- ・国民健康保険料(税) 国民健康保険法第76条の4において読み替えて準用する介護保険法第138条第1項及び地方税法第718条の5第1項
- ・後期高齢者医療の保険料 高齢者の医療の確保に関する法律第110条において読み替えて準用する介護保険法第138条第1項
- ・個人住民税 地方税法第321条の7の7第2項

特別徴収一括中止市町村リスト

(様式2)

県名	〇〇県
----	-----

	市町村名	市町村コード(半角5桁)
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		
31		
32		
33		
34		
35		